



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

**Strategic Japanese-Swiss Cooperative Program on
“Molecular Medical Research”
Third Call for Proposals to be submitted by July 29, 2011**

I. General Description

I-1. Scheme for Joint Funding of Japanese-Swiss Research Cooperation

Based on a Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as “MOU”) signed on March 7, 2008 between Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) and the Swiss Federal Institute of Technology Zurich (hereinafter referred to as “ETH Zurich”) acting as the coordinator on the Swiss side on behalf of Swiss Universities, JST and ETH Zurich have agreed to establish a scheme for joint funding of Japanese-Swiss cooperative research projects. After consultations between JST and ETH Zurich, “Molecular Medical Research” has been selected as the field of research for which the joint funding scheme will be applied to. After two calls in 2008 and 2009, this is now the third Call of the scheme and funding for 3 new projects will be provided in equal amounts by JST and the Swiss State Secretariat for Education.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and Switzerland within the field “Molecular Medical Research” to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies.

This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by JST, ETH Zurich and other Swiss Universities in order to achieve steady growth and sustainability in the long run.

Examples of particular research areas within Molecular Medical Research are:

- Regenerative Medicine and Gene Therapy
- Innovative Drug Development
- Preventive Medicine
- Healthy Aging
- Central Neurological Disease
- Immunological Disease

The 1st joint call was launched in 2008 and this is the 3rd joint call for proposals under

the program. Each selected project will be funded for a period of three years.

I-3. Prospective Applicants

JST and ETH Zurich invite Japanese and Swiss researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. Projects submitted by researchers who have already on-going research activities with each partner are highly welcome to reinforce and strengthen already initiated cooperation efforts.

-Japanese researchers only-

Please note that the researchers already financially supported under this Japanese-Swiss cooperative program are not eligible.

II. Financial Support by JST/ETH Zurich

It is anticipated that three (3) projects will be funded for this call, depending on the number of proposals submitted.

JST supports expenses for researchers from Japan, and ETH Zurich supports expenses for researchers from Switzerland. An exchange of researchers is an important element within the cooperation.

II-1. Budget

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese side of a project over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

II-1.2 ETH Zurich

The total budget for the Swiss side of a project over a 3-year period should not exceed *CHF 150,000*. Annual budgets within a project may differ within the three years.

Due to budget limitations of this program, amounts may be adjusted each year. A budget for the first year of CHF50,000 is guaranteed. The budgets for the subsequent years (2012 and 2013) are currently still subject to approval by the Swiss Parliament. Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3 years.

II-3. Details of Support

This program is designed primarily to support expenses related to cooperation with a Swiss counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a Swiss researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured for each research group.

II-3.1 a) Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period. Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project shall be handled within the institution, the research leader should consult with the person in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.1.b) Contract between Applicant and ETH Zurich

Swiss applicants have to respect the laws and guidelines of their respective institutions.

II-3.2 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Swiss institutions. In the event that **intellectual property rights** evolve from the program, the researchers involved will follow the guidelines of their respective institution according to Art. II-3.1a) and b). In the case that the intellectual property is owned jointly as such but not limited to a protectable invention, software or biological material, the co-owning institutions shall conclude an inter-institutional agreement. In such an agreement the questions of ownership of the relevant intellectual property, coordination and financing of protection and exploitation as well as the distribution of any revenues shall be addressed.

If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.3 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. All budget items must conform to the national rules relevant for each applicant.

- Salary for a PhD student or a postdoctoral.
- Consumables
- Small equipment
- Travel and visiting costs.
- Costs for joint workshops / seminars
- User charges for facilities.

-Japanese researchers only-

Since all administrative procedures related to this project are to be carried out by the institutions, overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses will be accepted. Overhead expenses shall be provided within the total budget.

III. Application

The Japanese and Swiss applicants shall write a common application that shall be

submitted to JST and ETH Zurich in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants a Japanese version of the application is also required.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Swiss researchers respectively will play in the project;
- b) Description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Swiss groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Switzerland in the longer term;
- f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in English (E) and Japanese (J).

Form 1E/J Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)

Form 2 E/J CVs of research leaders

Form 3 E/J List of researchers committed to the cooperative research project in Japan and Switzerland

Form 4 E/J Description of the cooperative research project including the points stated above -*maximum of 10 pages*-

Form 5 E/J Research plan for the cooperative project

Form 6 E/J Budget for the project

** The description shall include short Curricula Vitae (CVs) from both Japanese and Swiss research leaders, including basic information on education, past and present*

positions and memberships of relevant organizations/associations and a list of publications of the last five years (max. 1 page A4)

III-2. Preparation of Application Forms

Japanese and Swiss Applicants should jointly fill in the particulars in all the application forms listed above.

III-3. Submission of Application Forms for Japanese and Swiss Applicants

Deadline for proposals: July 29, 2011

Japanese applicants shall send their application forms by 5:00 pm (Japanese Standard Time) on July 29, 2011 through online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Swiss applicants should send applications by July 29, 2011 to Dr. Rahel Byland by email (rahel.byland@sl.ethz.ch).

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and ETH Zurich respectively will evaluate all proposals separately. Based on the results of both evaluations, JST and ETH Zurich will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the program committees in Japan and Switzerland will be selected after the proposals have been received.

IV-2. Evaluation Criteria

- Conformity with Program Aims and Designated Research Fields
The proposed activity shall conform to the aims and the designated research fields of the program. In addition, the applicants shall have enough research infrastructures to pursue the proposed activity.
- Capability of Research Leaders and Current Research Activities
The research leaders in both countries shall have the vision and the experience (or the potential in case of younger researchers) to reach the project goals during the period of support.

- Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity
The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues.
The activity shall create innovative technological seeds to trigger new industrial needs in the future. Activities that profit from synergy effects through the collaboration are especially desirable. For example, activities where knowledge, skills and applications can be acquired from the respective partner, or activities which can utilize the special resources and geographical features of the respective counterpart.
- Validity of Research Plan
The research activity and related expenses, including the sharing of research activity with the counterpart institute, shall be appropriately planned.
- Effectiveness and Continuity of Exchange
The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange according to the following examples.
 - Fostering young researchers through exchanges .
 - Sustainable development of the initiated research exchanges .
 - Expanding the international research networks among the researchers in general.
 - Improving the presence of Japanese or Swiss science and technology respectively in the counterpart country.
- Validity of Exchange Plan
The research exchange activities and the related expenses shall be appropriately planned.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be communicated to the applicants in October 2011.

V. Responsibilities of Research Leaders of Approved Proposals

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing

supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses to JST and ETH Zurich.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit a final SCIENTIFIC AND FINANCIAL report to JST and ETH Zurich. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Swiss research groups, which Swiss researchers are requested to submit to ETH Zurich.

Copies of papers based on results from such research cooperation should be sent to JST and ETH Zurich.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Suzuka Endo, Hidetaka Takasugi
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency (JST)
5-3, Yonbancho Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666 JAPAN
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpse@jst.go.jp

Swiss applicants should contact the following for further information:



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland
International Institutional Affairs
Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETH Zurich)
Rämistrasse 101
8092 Zurich, Switzerland
Tel.+41 44 632 84 65
rahel.byland@sl.ethz.ch



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

(参考和訳)

**戦略的国際科学技術協力推進事業
日本－スイス研究交流「分子医学研究」
第3回提案募集(提出期限:2011年7月29日午後5時)**

I. 概要

I-1. 日本－スイス研究交流の共同支援のための枠組

2008年3月7日に科学技術振興機構(JST)とスイス大学代表としてのスイス連邦工科大学チューーリヒ校(ETH Zurich)の間で交わされた覚書の下、JSTとETH Zurichは、日本－スイス研究交流の共同支援のための枠組を構築し、「分子医学研究」を支援することに合意しました。

2008年度に第1回、2009年度に第2回の公募を行い、第3回となる2011年度は3課題程度を採択する予定です。スイス側はスイス連邦国家教育研究局が、日本側はJSTが、双方の研究者にほぼ同額の支援を行います。

I-2. 日本－スイス協力プログラムの目的と研究領域

日本－スイス協力プログラムの目的は、「分子医学研究」における日本－スイス間の研究交流を強化することにより、この領域における世界的な研究成果を得、革新的な技術を創出することです。

この領域は、長期に亘る成長と持続性を実現するために、JSTとETH Zurich及び他のスイスの大学により重要と考えられ、現在強力に展開されている領域です。

この研究領域では、以下のような研究課題が例として挙げられます。

1. 再生医療や遺伝子治療に関する研究
2. 革新的な創薬に関する研究
3. 先制医療に関する研究
4. 加齢に関する研究
5. 中枢神経疾患に関する研究
6. 免疫疾患に関する研究

今回は第3回目の公募となり、3課題を採択し3年間の支援を行います。

I-3. 応募資格

JSTとETH Zurichは日本とスイスの研究者から上記のような研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。提案される共同研究は、日本とスイスにおいて既に進行中の研究が強化され、さらに付加的な価値が創出されることが望まれます。

日本側の応募者については、既にJST戦略的国際科学技術協力推進事業において、日本－スイス研究交流に採択されている研究課題の研究代表者は応募できませんのでご注意ください。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

II. JST及びETH Zurichによる支援

今回の公募では、応募状況にもよりますが、3課題程度の採択を予定しています。

JSTは日本側を支援し、ETH Zurichはスイス側研究者を支援します。研究者の交流が本協力において最も重要な要素です。

II-1. 一課題当たりの予算規模

II-1.1 JST

予算は活動内容により異なりますが、原則として、3年(36ヶ月)総額で1500万円を上限とします。(例;1年目400万円、2年目600万円、3年目500万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。)本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

II-1.2 ETH Zurich

予算は原則的には、3年総額で15万スイスフランを上限とします。毎年一定額でないご提案も可能です。1年目の予算として5万フランは保障されています。2年目、3年目の予算は追ってスイス議会で承認される予定です。本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度のみ支援と致しますので、ご注意ください。

II-2. 期間

研究交流開始から3年間を基本としてご提案ください。

II-3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、日本・スイスの研究交流にかかわる追加的な経費、例えば旅費やシンポジウムの開催費用などを主に対象としています。

II-3.1 a) 応募者とJSTとの契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に更改します。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

II-3. 1 b) 応募者とETH Zurichとの契約

スイス側応募者は各所属機関の規則及びガイドラインを遵守する必要があります

II-3. 2 研究者間の契約

研究協力を遂行するにあたり、研究協力のための契約が必要な場合、日本及びスイスの大学等
の間で契約を締結する必要があります。知的所有権が本プログラムから発生した場合、関係する
研究者はII-3. 1 a) 及びb)に従ってそれぞれの大学等のガイドラインを遵守してください。知的
所有権が共同で所有されたが、保護できる発明、ソフトウェアや生物材料等を限定できない場合、
知的財産を共同所有している大学等で合意を得る必要があります。そのような合意においては、
関係する知的財産の所有権、保護及び利用に係る調整及び資金調達、収入の分配等について
記載する必要があります。

この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記述してください。

II-3. 3 支出費目

本事業の支援費は国際研究交流を促進することを主旨としております。従って、支援費は試験研
究のためにも用いることができますが、研究交流のためにより多く配分することが期待されていま
す。

- ・ 博士課程の学生やポスドク研究者の給料
- ・ 消耗品
- ・ 設備備品
- ・ 旅費
- ・ シンポジウム・セミナー開催費
- ・ 設備の賃貸料

<日本側の研究者のみに適用>

予算の管理業務は所属の研究機関に行っていただくため、間接経費を直接経費の最大10%ま
で計上することが可能です。なお、総支援額の1500万円は間接経費を含めた額です。

III. 申請

日本とスイスの応募者は、JSTとETH Zurichが並行して採択の評価が行えるように、III-1. に
示す共通の様式を使用してください。

共通の様式は英語版(E)のみですが、日本の応募者は日本語版(J)の様式の提出も必要です。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

様式には以下のような内容を簡潔に記載してください。

- a) どのように共同研究を遂行するのか、日本側研究者、スイス側研究者それぞれの役割分担
- b) 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- c) 現在の研究活動や日本とスイスの研究チームの特筆すべき長所
- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待できる付加的な価値
- e) 長期的な日本－スイス研究交流の強化のために期待できること
- f) 二国間の共同研究による、多角的なアプローチをもたらす付加的な価値
- g) 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

III-1. 申請書類の書式

英語版はE、日本語版はJと表記してあります。

Form-1E/J	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form-2E/J	研究代表者情報(経歴(※))
Form-3E/J	日本及びスイスの研究交流者一覧
Form-4E/J	研究交流の概要-10ページ以内-
Form-5E/J	研究交流計画
Form-6E/J	年度毎の経費計画

(※)日本とスイス両国の研究代表者の略歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会、及び最近5年間の論文を含めてください。なお、A4サイズの1枚以内でお願いします。

III-2. 申請書類の準備

日本側とスイス側の応募者は上記の申請書類を共同で、全て記入してください。

III-3. 研究者の申請書類の提出

第3回目の課題募集の締切日は、2011年7月29日(金)です。

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)を通じて、2011年7月29日(金)午後5時(日本標準時間)までに応募をしてください。利用方法は別紙をご参照ください。

スイス側研究者は2011年7月29日(金)までに、Dr. Rahel Byland(rahel.byland@sl.ethz.ch)にE-Mailで申請書類を提出してください。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

IV. 提案書の評価

IV-1. 評価手順

JSTとETH Zurichで別々に選任された専門家で構成される個別の委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JSTとETH Zurichは協力して支援する課題を選定します。

委員会を構成する専門家は、提案書を受領後決定いたします。

IV-2. 評価基準

- 事業の趣旨及び対象分野への適合性
提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。
- 研究代表者の適格性および現在の研究活動
日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。
- 研究の有効性及び相乗効果
先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。
特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。
- 研究計画の妥当性
提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。
- 交流の有効性及び継続性
持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。
 - 人的交流を通じた若手研究者の育成
 - 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
 - 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
 - スイスにおける日本の、または日本におけるスイスの科学技術のプレゼンスの向上



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

- 交流計画の妥当性
提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

IV-3. 選定の通知

採択の可否に関する決定は、2011年10月頃に行う予定です。

V. 提案採択後の研究代表者の責務

V-1. 年度毎の進捗報告(日本側及びスイス側研究者用)

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をJST/ETH Zurichに提出していただきます。

V-2. 終了報告(日本側及びスイス側研究者用)

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流及び経理の終了報告を、速やかにJST/ETH Zurichに提出していただきます。この終了報告には、日本側研究者とスイス側研究者が共同で作成した全体概要(最大A4で5枚)を含めてください。なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

日本側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



遠藤 鈴佳(エンドウ スズカ)、高杉 秀隆(タカスギ ヒデタカ)

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379

Email: sicpse@jst.go.jp

スイス側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。:



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland

International Institutional Affairs

Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETH Zurich)

Rämistrasse 101

8092 Zurich, Switzerland

Tel.+41 44 632 84 65

rahel.byland@sl.ethz.ch

日本側応募者への追加的注意事項

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の自己評価チェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての自己評価チェックリストを提出することが必要です。

このため、下記ホームページの様式及び提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に自己評価チェックリストが提出されていることが必要です。

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

ただし、平成23年3月18日までに、別途の事業の応募等に際してチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。その場合は、申請にあたり、「自己評価チェックリストは〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面(様式自由)を同封してください。

また、現在出している自己評価チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご注意ください。

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース*への情報提供等
文部科学省が管理運用する府省開発共通研究管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(3) 不合理な重複・過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

2. 研究費の不正な使用等に関する措置

- (1) 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。(遡及して適用することがあります。)
- (2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度*、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります。)
- (3) 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度*において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- ・本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2年間
- ・本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- ・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間。

3. 日本側研究者への注意事項

- (1) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響

を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造又は使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和及び安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(2) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年

法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.html

(3) 各種サンプルや試料の取り扱い

研究計画書上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(4) 人権及び利益の保護

研究計画書上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画書上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

(6) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切の責任を負いません。

(7) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

4. e-Radシステムの操作方法に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、従来通り国際科学技術部事業実施担当にて、e-Rad システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびシステムのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ：<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 遠藤／高杉	03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) sicpse@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 (受付時間帯) 午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) システムの使用に当たっての留意事項

ア. システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

イ. システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトで予めお知らせします。

ウ. 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

エ. 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

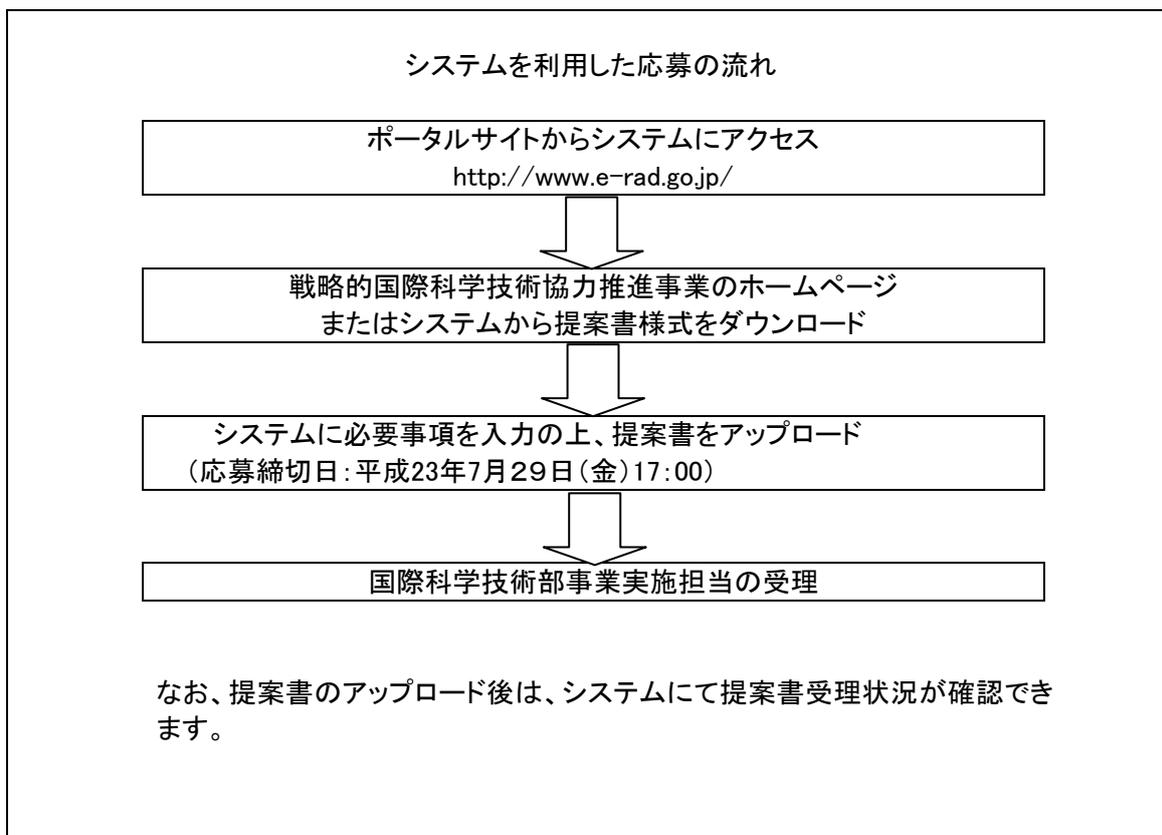
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

オ. 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

5. システムを利用した応募の流れ



6. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切	平成23年7月29日(金)17:00
注意事項	
・システムの 利用方法	・ システムを利用の上、提出してください。 システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。
・応募書類様 式のダウンロ ード	・ 制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
・ファイル種別	・ 提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。
・画像ファイル 形式	・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。

<p>・ファイル容量</p>	<p>・ アップロードできるファイルの最大容量は下表の通りです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。</p>												
<p>・提案書アップロード</p>	<table border="1" data-bbox="491 409 959 636"> <thead> <tr> <th>ファイル</th> <th>最大サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>交付・委託契約手続き</td> <td>1Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果概要</td> <td>3Mbyte</td> </tr> <tr> <td>成果報告書</td> <td>5Mbyte</td> </tr> <tr> <td>実績・完了報告書</td> <td>1Mbyte</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。</p>	ファイル	最大サイズ	公募	3Mbyte	交付・委託契約手続き	1Mbyte	成果概要	3Mbyte	成果報告書	5Mbyte	実績・完了報告書	1Mbyte
ファイル	最大サイズ												
公募	3Mbyte												
交付・委託契約手続き	1Mbyte												
成果概要	3Mbyte												
成果報告書	5Mbyte												
実績・完了報告書	1Mbyte												
<p>・提案書アップロード後の修正</p>	<p><所属研究機関を経由する場合> 研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p><所属研究機関を経由しない場合> 研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、国際科学技術部へ修正したい旨を連絡してください。</p>												
<p>・受付状況の確認</p>	<p>・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、ヘルプデスクまで連絡してください。</p> <p>・ 提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</p>												

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的な数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%(平成19年度末現在。平成20年度科学技術研究調査報告(総務省)より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
(日本女子大学教授)